

令和6年1月16日

山形地方裁判所長 殿

山形地方裁判所事務局長 金澤 学

公判開廷中の傍聴人出入口扉の施錠について（報告）

1月10日、当庁刑事部において、刑事公判開廷中に傍聴人出入口扉が施錠された状態となつたため、公判手続の一部の手続をやり直すという事態が発生しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 関係職員

山形地方裁判所 [REDACTED] [REDACTED] (期)

2 事案の概要等

1月10日（水）の午後1時30分に当庁3階301号法廷において指定されていた当庁刑事部の詐欺被告事件の第1回公判期日の開廷中、研さんのために同法廷の傍聴人出入口から入った [REDACTED] [REDACTED]（以下「[REDACTED]裁判官」という。）が、入室後無意識で傍聴人出入口の扉の内鍵を施錠してしまった。その後、本法廷の傍聴席の様子を確認に来た刑事部の主任書記官が傍聴人出入口から入ろうとした際に傍聴人出入口の扉が施錠されていることに気付き、この旨が開廷中の担当裁判官である島田壮一郎裁判官（以下「島田裁判官」という。）に報告されたことから、同裁判官が休廷を宣言した。再開後、島田裁判官が公判廷にいた事件関係者や傍聴人に事情を説明した上で、手続を証人尋問（情状証人）からやり直し、本件事件は当該期日で結審したというものである。

おって、本件については、傍聴していた地元紙の新聞記者からの取材を受け、翌11日（木）の朝刊に大きく取り上げられたほか、この記事を受けて新聞、テレビ各社からの取材があり、それぞれ報道されただけでなく、ネット記事としても掲載されるに至った。

2 原因分析

[REDACTED] 裁判官は、[REDACTED]

[REDACTED] 本件においても無意識に傍聴人入口の扉の内鍵を閉めてしまったものと思われる。

3 再発防止策等

裁判官及び職員に対しては、12日（金）、地裁総務課長名の注意喚起メールを本庁室課長及び管内庶務課長に発出し、本件問題が発生した旨注意喚起するとともに、裁判の公開を担保するための傍聴人出入口の開錠と、[REDACTED] の浸透を図って、具体的な法廷ごとに、それぞれの出入口の扉の開閉の事務フローを確認するなどして、確実に法廷の公開が確保されるように指導・指示した。